

平成30年度 維持管理状況(12月掲載)

< 第三者機関による測定結果 >

清掃工場名	焼却(処理)能力 t/日	炉番号	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	ばい煙濃度 ( O <sub>2</sub> 12% 換算 )				
						ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	全水銀
						g/m <sup>3</sup> N	ppm	ppm	ppm	μg/m <sup>3</sup> N
有明	400	1号炉	平成30年10月10日		平成30年11月30日	不検出	36	不検出	不検出	0.06
		2号炉								
千歳	600	1号炉	平成30年10月2日		平成30年11月30日	不検出	55	3	10	1.1
江戸川	600	1号炉	平成30年10月16日	煙	平成30年11月30日	不検出	40	不検出	不検出	0.07
		2号炉	平成30年10月17日		平成30年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.09
墨田	600	1号炉								
北	600	1号炉								
新江東	1,800	1号炉		突						
		2号炉	平成30年10月30日		平成30年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.12
		3号炉	平成30年10月29日		平成30年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.25
港	900	1号炉	平成30年10月3日	中	平成30年11月30日	不検出	38	不検出	不検出	0.14
		2号炉								
		3号炉								
豊島	400	1号炉		段						
		2号炉								
渋谷	200	1号炉	平成30年10月22日		平成30年11月30日	不検出	32	不検出	不検出	(0.04)
中央	600	1号炉								
		2号炉								
板橋	600	1号炉	平成30年10月18日		平成30年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.34
		2号炉	平成30年10月19日		平成30年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.92
多摩川	300	1号炉	平成30年10月12日		平成30年11月30日	不検出	33	不検出	不検出	0.16
		2号炉	平成30年10月11日		平成30年11月30日	不検出	37	不検出	不検出	0.12
足立	700	1号炉	平成30年10月5日	中	平成30年11月30日	不検出	38	不検出	不検出	0.47
		2号炉	平成30年10月4日		平成30年11月30日	不検出	43	不検出	不検出	0.31
品川	600	1号炉								
		2号炉	平成30年10月31日		平成30年11月30日	不検出	39	不検出	不検出	0.12
葛飾	500	1号炉	平成30年10月25日		平成30年11月30日	不検出	30	不検出	不検出	0.32
		2号炉	平成30年10月26日		平成30年11月30日	不検出	31	不検出	不検出	0.44
世田谷	300	1号炉								
		2号炉	平成30年10月9日		平成30年11月30日	不検出	33	不検出	不検出	0.07
大田	600	1号炉	平成30年10月15日	段	平成30年11月30日	不検出	29	不検出	不検出	0.11
		2号炉								
練馬	500	1号炉								
		2号炉								
杉並	600	1号炉	平成30年10月23日		平成30年11月30日	不検出	38	不検出	不検出	0.32
		2号炉	平成30年10月24日		平成30年11月30日	不検出	41	不検出	不検出	0.28

注: 「不検出」とは定量下限値未満を示します。ただし、全水銀は環境省が提示した表記方法に則り、定量下限値未満で検出下限値以上の数値は括弧書きで示し、検出下限値未満を「不検出」とします。

平成30年度 維持管理状況(12月掲載)

< 第三者機関による測定結果 >

清掃工場名等	焼却(処理)能力 t/日	炉番号	維持管理計画値	測定年月日	測定を行った位置	測定結果を得た年月日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (O <sub>2</sub> 12%換算)
			ng-TEQ/m <sup>3</sup> N				ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
有明	400	1号炉	1	平成30年10月10日	煙	平成30年11月25日	0.00000041
		2号炉	1				
千歳	600	1号炉	1	平成30年10月2日		平成30年11月25日	0.00000044
江戸川	600	1号炉	1	平成30年10月16日		平成30年11月25日	0.000045
		2号炉	1	平成30年10月17日		平成30年11月25日	0.0016
墨田	600	1号炉	1				
北	600	1号炉	1	平成30年9月28日		平成30年11月25日	0.00000021
新江東	1,800	1号炉	1				
		2号炉	1				
		3号炉	1				
港	900	1号炉	1				
		2号炉	1	平成30年9月26日	平成30年11月25日	0.00000061	
		3号炉	1				
豊島	400	1号炉	0.5		突		
		2号炉	0.5				
渋谷	200	1号炉	0.1				
中央	600	1号炉	0.1	平成30年9月20日		平成30年11月25日	0.00000049
		2号炉	0.1	平成30年9月21日		平成30年11月25日	0.00000042
板橋	600	1号炉	0.1	平成30年10月18日		平成30年11月25日	0.00000043
		2号炉	0.1				
多摩川	300	1号炉	0.1	平成30年10月12日		平成30年11月25日	0.0000013
		2号炉	0.1	平成30年10月11日		平成30年11月25日	0.0000011
足立	700	1号炉	0.1	平成30年10月5日		平成30年11月25日	0.00000086
		2号炉	0.1				
品川	600	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
葛飾	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
世田谷	300	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
大田	600	1号炉	0.1	平成30年10月15日	平成30年11月25日	0.00000012	
		2号炉	0.1				
練馬	500	1号炉	0.1				
		2号炉	0.1				
杉並	600	1号炉	0.1		段		
		2号炉	0.1				

注: 維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。  
塗りつぶした部分は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準値を示します。